令和2年8月11日

法務省民事局民事第二課　御中

法務省民事局商事課　御中

神戸地方法務局総務課　御中

〒６５７－００４４

神戸市灘区鹿ノ下通二丁目４番１５号

あなたのまちの司法書士事務所グループ

あなまち司法書士事務所

司法書士　佐　藤　　大　輔

電　話　０７８－８０５－１９６５

ＦＡＸ　０７８－８０５－１９６６

意　見　書

**第１．意見の趣旨**

　当職は、貴省及び貴局に対して、下記対応を求め本意見書を提出する。

１．一般申請人が窓口において「非司法書士である者に申請書を作成させた」などと陳述したときには、詳細を聴き取ったうえ、当該非司法書士である者を刑事告発するなどしかるべく対応をすること

２．その他非司法書士の関与が疑われる登記申請があった場合には、詳細を調査のうえ、非司法書士の関与が明らかとなった時点で刑事告発するなどしかるべく対応をすること。

３．非司法書士行為撲滅のため日本司法書士会連合会及び各地司法書士会と連絡を密にし、その具体的手法を研究実施すること

４．その他国民の権利擁護のため非司法書士行為の撲滅を行なうこと

５．以上の対応を法務局職員に周知し、実施せしめること

**第２．意見の理由**

**１．事件**

令和２年８月７日正午頃、神戸地方法務局本庁・商業登記受付窓口において以下のようなやりとりがあった。

「変更登記をしたいのですが、申請書は税理士が作ってくれまし　た。」という一般申請人に対して、受付担当の法務局職員が「そうですか。印紙買ってきてください。」と回答された。当職は、たまたま受付付近に居合わせたため「今、税理士に申請書作ってもらったと言った一般申請人に対して、受付担当はスルーされましたよね。非司法書士行為ではないのですか？」と質問した。ところが、受付担当は、一度受付席を離れたうえ、上席と４名で話し合い「法務局には、調査権がない。窓口に持ってきた市民が本当のことを言っているか、本当かどうか聞けない」と、回答した。また、当職の「こういうことは時々あるのか？」との質問に対して、すぐに撤回されたものの一度は「はい。時々」と回答された。

なお、司法書士が依頼者を受付窓口に行かせることはまずあり得ないことなので、一般申請人が司法書士を税理士と言い間違ったわけではないと考える。

**２．総務課での対応**

受付窓口から総務課で協議するよう促されたため課長補佐と協議　した。当職から事情を聴取した課長補佐は「窓口対応は、ダメなことだと思う。受付窓口対応を検討したい。司法書士会とも協議をしたい」などと回答された。

**３．今回の窓口対応の問題点**

　今回の受付窓口の対応は、

⑴　目の前で、犯罪が行なわれた事実を告知している

⑵　登記の所轄庁である

⑶　登記所自ら、受付窓口に「資格のない者が登記申請することは、犯罪です」等の注意書きを掲示している

⑷　司法書士会から人員を駆り出し無対価で非司調査に協力させている

こと等に鑑みると、著しく不相当な対応であるばかりか、受付窓口の不適切な対応が非司法書士行為を助長していると思料する。

なお、刑事訴訟法第２３９条第２項は、公務員に対して犯罪の告発義務を課しており、告発義務に違反したときには罰則の適用もある（国家公務員法82条１項２号）。今回の法務局の対応はあまりにも無責任だと言わざるを得ず、法務局がかかる対応を継続している限り、非司行為という犯罪は、いつまでも撲滅することはできない。

対応方法が受付窓口に至るまで周知徹底されていないことが大きな問題であると思料する。また、かかる問題は、兵庫県に限定されず全国において発生していると考える。よって、本書を神戸地方法務局のみならず、貴省に提出した次第である。

**４．厳格な非司行為取締の必要性**

　　⑴　税理士・行政書士の試験科目には、登記法がないので、登記に必要な勉強をしていない。

日本の資格制度は細かく専門に分かれて高度なサービスが行わ　れている。弁護士は訴訟、司法書士は登記、行政書士は許認可、税理士は申告などという風に１１種類以上の国家資格がある。そして資格ごとに試験があり、資格ごとに試験問題となる法律が異なる。

会社の登記は、会社法・商業登記法などに従って行なうが、行政書士試験では、商業登記法は試験科目ではない。税理士試験では、会社法すら試験科目でない。この関係は不動産登記でも同様である。

よって、行政書士・税理士は、（登記を申請してよい資格）試験合格という能力担保がなされていない。

⑵　専門家賠償責任保険が無保険である。

司法書士は、細心の注意を払って実務を行なうが、それでも万一失敗したときに依頼者に迷惑を掛けないために、司法書士賠償責任保険に加入している。

しかし、行政書士・税理士にとって、登記は業務ではないので、もちろん無保険である。

⑶　刑法違反を助長するおそれがある。

以上のとおり、司法書士（弁護士）以外の者が登記申請すると大変危険ですので、法律は厳しく禁じている。司法書士法第７８条第１項は「第７３条第１項の規定に違反した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する」旨規定し、７３条１項は、司法書士・司法書士法人でない者が、登記申請書類を作成することを禁じている。

よって、行政書士や税理士に登記を依頼することは、市民にとっ　　　て⑴試験合格していない能力無担保の者に依頼するというリスクがあり、⑵無保険の者に依頼するというリスクがあり、⑶刑法犯を生み出すことになる。決して、専門家同士の垣根争いではなく、市民の権利が著しく侵害される可能性がある。

よって、意見の趣旨記載の対応を求め、本書を提出する。

以上